

## 多摩区役所サービス向上委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 市民に便利で快適なサービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を図り、市民の視点に立った区役所サービスの充実を目的として、区役所サービス向上指針に基づき、多摩区役所サービス向上委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区役所サービス向上方針に関すること。
- (2) 区役所サービス基準に関すること。
- (3) 区役所サービス向上目標及び取組に関すること。
- (4) 区役所サービス向上のための各課相互の連携及び調整に関すること。
- (5) 区役所サービス向上のための人材育成に関すること。
- (6) 区役所サービスの快適な提供のための庁舎環境整備に関すること。
- (7) その他、区役所サービスの向上に必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は区民サービス部長をもって充てる。
- 3 副委員長は総務課長及び区民課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。
- 5 委員長は必要に応じ、関係職員を構成員とすることができるものとする。
- 6 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を行うものとする。

### (委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、意見及び資料の提出等を求めることができる。

### (ワーキンググループの設置)

第5条 委員長は、区役所サービスの向上に必要な事項に関し、改善策の策定・実施を行うワーキンググループを設置することができる。

- 2 前項のワーキンググループの構成員は、所属長の推薦を受けた職員を委員長が指名する。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、まちづくり推進部総務課及び区民サービス部区民課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が区長と協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 多摩区役所窓口サービス改善検討会議設置要綱（平成17年5月25日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

役 職
区民サービス部長
区担当課長（危機管理担当）
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長
まちづくり推進部地域振興課長
まちづくり推進部生涯学習支援課長
まちづくり推進部生田出張所長
区民サービス部区民課長
区民サービス部保険年金課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第1課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護第2課長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課長
道路公園センター担当課長